

様式第 6 法第 48 条第 1 項第 7 号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第 25 条の 2、第 26 条の 2 に規定する保安林の指定又は解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要指定 (解除) 実測又は 見込面積	備考	
市郡	町村	大字	字	地番	実測又は見込				
石巻市		渡波	袖ノ浜	10-1	ha 0	2090	ha 0	0052	魚つき保安林
石巻市		渡波	袖ノ浜	10-3	0	0624	0	0338	魚つき保安林
合計					0	2714	0	0390	

添付書類

- 1 指定・解除調書
- 2 指定・解除調査地図（ただし、法第 46 条第 2 項第 3 号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類
 - ※ 保安林を森林以外の用途に供することを目的とする場合は以下を添付すること。
 - (1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
 - (2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
 - (3) 上記(1)、(2)の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

注意事項

- 1 面積は、小数第 4 位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和 45 年 8 月 8 日付け 45 林野治第 1553 号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

保安林解除調書

所在地	流域名	北上川	林名	石巻市
	単位区域名	石巻市	林名	-
森所有者	森林計画区名	宮城北部	林名	-
	石巻市渡波字袖ノ浜10-1ほか1筆			
当該森林に関する登記済の権利者	権利の種類	所有権		
	権利者氏名	石巻市宇田川町2-54 (阿部喜三郎承継人) 阿部良子ほか2名		
保安林	指定年月日	明治30年12月30日		
	指定された目的	魚つき		
面積	区分	不動産登記簿	実測(又は見込)	
	保安林面積	0.2714 ha	(実測)	0.2714 ha
	要解除面積		(実測)	0.0390 ha
保安林の現況	残置面積		(見込)	0.2324 ha
	位置	地質 土壌 中生界三層系 砂質壤土 石巻市役所から東南東へ 稲井群層上部層 約9km		
	傾斜	標高	降水量年平均	
林の現況	樹種及び混合歩合(%)	林齢	疎密度	
	ザン 100.0%	43~58	密	
荒廃状況等	蓄積(ha当たり)	生育状況	下層植生	
	123 m ³	良	ササ類、広葉樹幼木	
無立木地面積		-		

治山事業との関係	な し
	石巻市袖ノ浜地区周辺海域
受益対象	範囲、種類等 被災既往の被災状況等
指定施業要件の内容	択伐
保安林の級別区分	級地・判定の事由：1級地 ①治山事業施行地ではない。 ②平均傾斜度は25°以上である。 ③保全対象に直接重大な影響がない。 ④海岸に近接して所在し、林背の幅が150メートル未満である。 ⑤残置・造成森林でない。
	(1) 適用条項：森林法第26条の2第2項(公益上の理由)
	(2) 解除理由：道路用地
	(3) 公益上の理由を認める根拠：復興整備事業(市道拡幅事業：土地収用法第3条第1号で規定される道路に該当)
	(4) 換討の細部：別添付表のとおり
解除に対する関係者の意見	同意している。 異議なし。
他の施業制限との関係	硯上山万石浦区域県立自然公園普通地域 宮城県農林水産部森林整備課治山班 技術主幹 佐藤裕也 平成29年2月23日 調査
備考	(1) 不動産登記簿との照合年月日 平成29年2月8日 仙台法務局(本局)
	(2) 聴取及び現地調査立会人 石巻市産業部漁業集落整備課 事業G 鶴谷 博光 石巻市建設部道路課 管理G 阿部 主税

事業計画の内容審査結果

事業計画の内容		項目	意見	理由	
① 事業等の実施の実態	用地の確保	計画内容	(有)	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画による復興整備事業で、当該計画は具体的でかつ、確実に実施されるものと認められる。	
		保安用地の確保	(有) 全部 一部	-	
		林用地の確保	所有権 (全部・一部)	-	
		林用地の確保	地上権 (全部・一部)	-	
		林用地の確保	賃借権 (全部・一部)	-	
		林用地の確保	使用承諾 (全部・一部)	用地は全て承諾済みである。	
		林用地の確保	その他	-	
		林用地の確保	有 (無)	-	
		林用地の確保	(内容)	-	
		林用地の確保	全部 一部	-	
事業の許可	用地の確保	権利の種類	(所有権) (全部・一部)	用地の一部は取得済	
		権利の種類	地上権 (全部・一部)	-	
		権利の種類	賃借権 (全部・一部)	-	
		権利の種類	使用承諾 (全部・一部)	未取得の用地は全て使用承諾済み	
		権利の種類	その他	-	
		権利の種類	有 (無)	-	
		権利の種類	(内容)	-	
		権利の種類	(要) (無) 不要	自然公園条例第12条第1項の届出	
		権利の種類	(内容)	平成29年3月届出予定	
		権利の種類	許認可等	許認可・許認可見込 申請書提出済 (未提出)	
事業の許可	用地の確保	関係法令	要 (不要)		
		関係法令	(内容)		
		関係法令	許認可等	許認可・許認可見込 申請書提出済 (未提出)	
		関係法令	要 (不要)		
		関係法令	(内容)		
		関係法令	許認可等	許認可・許認可見込 申請書提出済・未提出	
		関係法令	手続	申請書提出済・未提出	
		関係法令	手続	申請書提出済・未提出	
		関係法令	手続	申請書提出済・未提出	
		関係法令	手続	申請書提出済・未提出	

事業計画の内容審査結果

事業事項		項目		意見		理由	
①	資金関係	係		有	無	東日本大震災復興交付金による。(平成28年3月31日変更交付決定。)	
	信用状況	保		有	無	省略(石巻市が事業主体である。)	
	技術上の障害	要		有	無		
	実施上の障害	要	因	有	無		
	結論	論		適	不適	石巻市が事業主体であり、当該事業区域に係る用地も確保され、関係法令の許認可も取得見込みであることから、確実に事業が行われると認められる。	
②	法令上の制約	約		有	無		
	技術上の制約	約		有	無		
	現地の適性	性		適	不適	当該事業は市道の拡幅工事であるが、当該地区の住民の安全と利便性を考慮した場合、アクセスが可能で安全を確保できるのは当該地以外に無く、他に適地を求めるとは困難である。	
	結論	論		適	不適	事業の目的から当該申請箇所以外に用地を選定することは困難であり、事情やむを得ないものと認められる。	
	法令による基準の適用	合		有	無	宮城県土木設計マニュアル、道路構造令	
③	法令による基準の適用	合		適	不適	各種関係指針及び道路構造令の基準に準拠し設計されたものであり、必要最小限度の面積と認められる。	
	法令による基準が合わない場合	合		適	不適	-	
	期別計画等との関係	係		適	不適	本事業計画が全体計画であり、各種関係指針等に基づく設計であり、必要最小限度の面積である。	
	結論	論		適	不適	本事業は復興整備計画に基づく事業であり、各種関係指針等に基づき設計され、その設計図書等の内容から区域及び面積は必要最小限であると認められる。	
	保安林の機能代替	代		有	無	植生工、擁壁工、舗装工、排水工等が適切に計画されている。	
④	保安林の機能代替	代		有	無	計画されている代替施設の内容は、保安林の機能の代替として適当である。	
	保安林の機能代替	代		有	無	計画されている代替施設の内容は、保安林の機能の代替として適当である。	

事業計画の概要

事項		内容									
申請者	住所	宮城県石巻市穀町14番1号									
	氏名	宮城県石巻市長 亀山 紘									
事業者	住所	同上									
	氏名	同上									
転用目的		道路用地とするため									
用地面積 (ha)	用地の現況 転用後の用途	保安林 (田含む)	宅地	田	畑	原野	公衆用 道路	山林	その他 (里道・水路)	計	
	道路用地	0.0390	-	-	0.0164	-	0.0094	0.0712	-	0.1360	
	計	0.0390	-	-	0.0164	-	0.0094	0.0712	-	0.1360	
工事計画	全体	着工 平成 29 年 4 月 ・ 完了 平成 29 年 10 月									
	保安林部分	着工 平成 29 年 4 月 ・ 完了 平成 29 年 10 月									
所要事業費 [千円]	区分	合計 A			保全施設費 B			B/A			
	用地費	609,000			0			0.0%			
	工事費	42,816,000			30,600,000			71.5%			
	合計	43,425,000			30,600,000			70.5%			
その他	1. 事業の名称 市道祝田小竹浜線拡幅事業 (石巻市復興整備計画事業)										
	項目		計画面積					摘要			
	市道祝田小竹浜線拡幅事業		0.1360ha (内保安林 0.0390ha)								
	3. 土量計算及び残土 (又は不足土) の処理方法										
	土量計算区分	切土 (m³)	盛土 (m³)		残土 (m³)	備考					
			切土転用土	不足土							
	事業区域	763	-	-	763	残土は桃浦の 低平地盛土で 利用					
	うち保安林区域	319	-	-	319						
	合計	763	-	-	763						
	(保安林区域)	319	-	-	319						
4. 代替施設の概要											
<ul style="list-style-type: none"> 排水施設 (側溝: 237m, 集水柵: 2基) 舗装工 (表層: 再生密粒度アスコン 636 m², 路盤: 再生クラッシャーラン: 636 m²) 法枠工: 520 m² 											

保安林解除調査地図

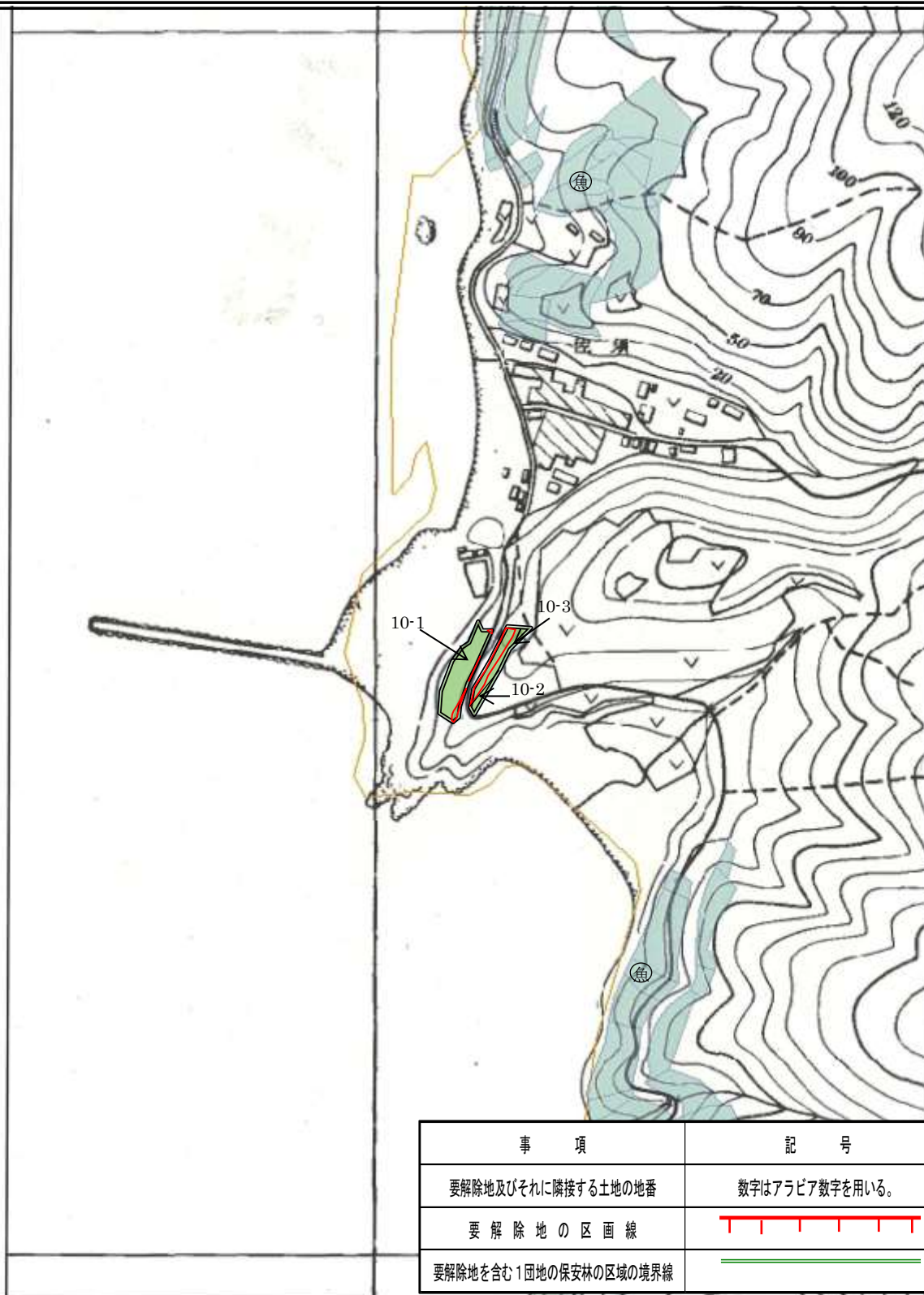
(冠せず)

所在場所：石巻市渡波字袖ノ浜10-1ほか1筆

指定の目的：魚つき

要解除面積：0.0390ha

縮尺：1/5,000



保安林解除調査詳細図

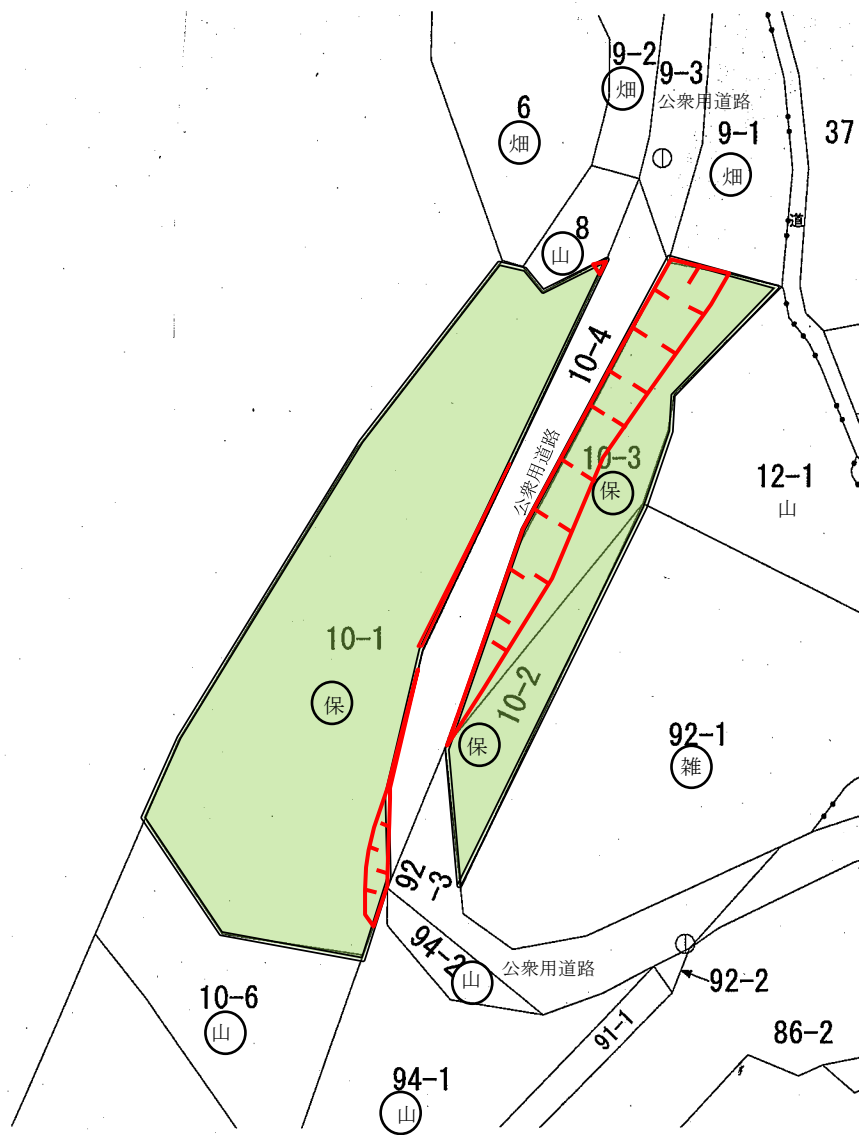
(冠せず)

所在場所：石巻市渡波字袖ノ浜10-1ほか1筆

指定の目的：魚つき

要解除面積：0.0390ha

縮尺：1/1,000



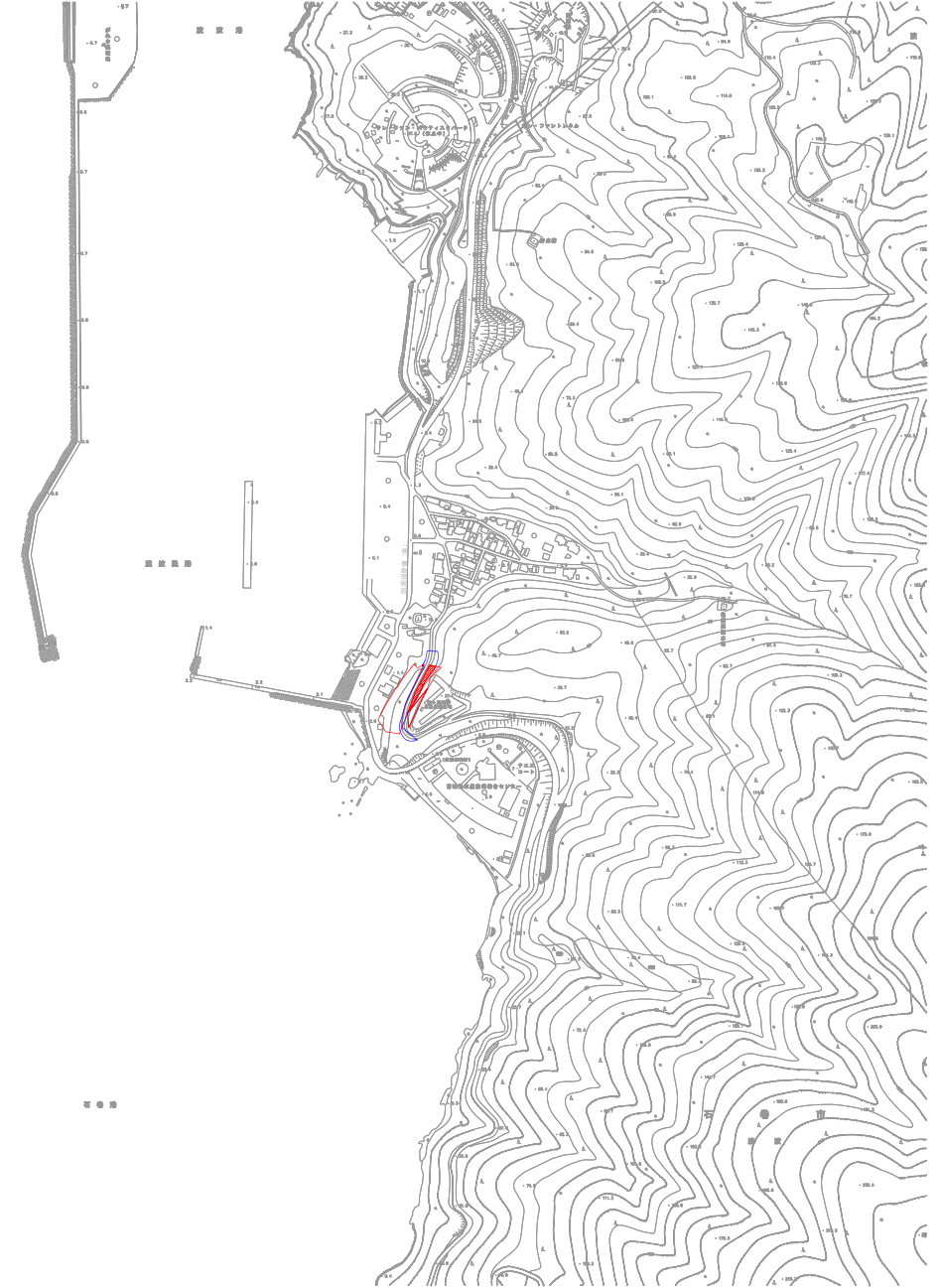
事項	記号
要解除地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要解除地の区画線	
要解除地を含む1団地の保安林の区域の境界線	

位置図

S=1:50000



S=1:5,000



凡 例

	事業区域
	保安林の区域
	保安林解除計画区域

地区名	本庁地域 佐須地区	
路線名	-	
施工地名	石巻市渡波字佐須地内	
工事名	石巻半島部・河北・北上・雄勝・牡鹿地域 漁業集落防災機能強化事業他整備工事	
図面名	案内図・位置図	
縮 尺	図示	位置
設計者		設計 年度
石 巻 市	図番	-

事業計画書

1. 転用の目的に係る事業または施設の名称

- ・事業名：市道祝田小竹浜線拡幅事業

2. 事業主体

- ・事業者名：宮城県石巻市長 亀山 紘（担当課：漁業集落整備課）
- ・事業者住所：宮城県石巻市穀町 14-1

3. 当該事業の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由

a) 土地利用計画からの理由

市道祝田小竹浜線は、牡鹿半島地域を広域的に連絡する主要地方道石巻鮎川線から分岐する形で祝田から小竹浜までを連絡する道路であり地域間を連絡する役割を担っている。また住民バスの運行ルートともなっており、地域の公共交通サービスを支える上でも重要な路線となっている。「石巻市震災復興基本計画」（平成 23 年 12 月）では、地区別将来構想の中で重要路線として位置付けられている。（下図赤枠が今回拡幅区間の概ねの位置）

今回の事業対象区間は幅員が狭く自動車のすれ違いが容易でなく（写真）、また斜面地部分となっているため住民の移動の利便性、安全性の確保の観点から拡幅整備の必要性が特に高い。またルート上に佐須集団移転団地が新たに整備されるため、今後も、日常の移動ルートとしての利便性、安全性をより高めていくことが求められている。これらより、必要最小限の道路拡幅整備を実施するために止むを得ず保安林解除を要請するものである。



図 3-1 石巻市震災復興基本計画



写真 3-1, 2 現況道路のバス通行状況

b) 当該事業用地を当該区域外に求めることが困難である理由

地域の交通利便性を支える重要な道路でありながら、現道の幅員が狭く、斜面地形である状況をふまえて交通の利便性、安全性を上げていく上では、以下の方法が考えられた。

- ア. 市道祝田小竹浜線の拡幅整備
- イ. 佐須袖の浜線の活用
- ウ. 市道祝田小竹浜線の新規ルート整備

上記の3つの選択肢を定性的に比較検討した結果が下表であり、「ア.市道祝田小竹浜線の拡幅整備」を最も有力な方法として整理した。

以上より当該区域外に道路拡幅用地を求めることは困難であり、必要最小限の道路拡幅整備に該当する区域で既指定の保安林解除を止むを得ず要請するものである。

比較要素	ア.市道祝田小竹浜線の拡幅整備	イ.市道佐須袖ノ浜線の活用	ウ.市道祝田小竹浜線の新規ルート整備
地域交通利便性の向上への貢献具合	元浜と集団団地とをつなぐ上で有利 ◎	集団団地利用者にはメリットがない △	既存集落と防集団地とをつなぐ点で地形上の制約が大きい。新規の用地取得の困難性も残る。×
ルート上の課題	両側に保安林指定がされている △	海岸沿いのため津波襲来時の危惧が残る △	
事業費(アを基本とした際の比較)	—(◎)	ほぼ同程度 ◎	過大となる見込み△
総合的な評価	最善 ◎	次点 ○	劣る(実質困難) ×

c) 本事業において当該保安林を除外して計画することが困難である理由

上記で選定されたルート(市道祝田小竹浜線)は、本事業区域内においては、道路の両側に保安林が位置しており、拡幅に当たっては保安林を除外することは不可能である。

このため、解除範囲が必要最小限となるよう計画することとした。

4. 申請面積について必要とする根拠

拡幅後の計画道路幅員は、市道路課へ移管するために必要な道路幅員の最小幅員である、6mとした。(石巻市市道路線認定要綱より)

当該道路は海側・山側両側に保安林が指定されている。この時、海側へ拡幅した場合、腹付盛土あるいは既設の擁壁を撤去して斜面上への大がかりな土留め構造物の設置が必要となり、基礎の床掘により余分な樹木の伐採が生じる。したがって、山側への拡幅とした。

このとき、道路の幅員はバスの乗用車の離合可能な幅員及び市への帰属のため必要最小限の幅員として、6mとした。また、切土法面勾配は通常1:1.0とするが、地山が軟岩であることから、切土勾配を1:1.0より急な1:0.7(法枠併用)として切土面積を必要最小限に抑えた。なお、当該事業の設計にあたっては、道路構造令、宮城県土木設計マニュアル等に基づき設計したものであり、必要最小限度の面積としている。

5. 当該保安林の土地を使用する権利の種類及び取得状況

表 5-1 土地の権利の種類及びその権利の取得状況

森林の所在場所						地目	面積 (ha)	土地を使用する権利の種類	権利等の取得状況	登記名義人(承継人)	備考
都道府県	市郡	町村	大字	字	地番						
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	10-1の一部	保安林	0.0052	所有権	施工承諾取得済み	阿部喜三郎 (阿部良子、阿部トシ子、齋藤佳子)	
					10-3の一部	保安林	0.0338	所有権	施工承諾取得済み	阿部喜三郎 (阿部良子、阿部トシ子、齋藤佳子)	
保安林 小計						2筆	0.0390				
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	8の一部	山林	0.0009	所有権	施工承諾取得済み	須田真一	
					10-4の一部	山林	0.0521	所有権	内諾済み	阿部喜三郎	寄付予定
					94-1の一部	山林	0.0080	所有権	取得済み	石巻市	
					94-2の一部	山林	0.0102	所有権	取得済み	石巻市	
山林 小計						4筆	0.0712				
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	9-1の一部	畑	0.0154	所有権	施工承諾取得済み	須田佐一	
					9-2の一部	畑	0.0010	所有権	施工承諾取得済み	須田佐一	
畑 小計						2筆	0.0164				
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	9-3の一部	公衆用道路	0.0094	所有権	内諾済み	須田佐一	寄付予定
公衆用道路 小計						1筆	0.0094				

6. 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

(1) 資金の総額

¥43,425 千円

(2) 資金調達方法

- ・復興交付金効果促進事業 補助金：43,425（千円）（平成28年3月31日決定）

7. 事業等に関する経費

事業区域(保安林解除対象)

項目		単位	数量	○概算事業費			諸経費込金額 (千円) [諸経費率100%]
				単価 (円)	直接工事費 (千円)		
公共施設整備	伐開・除根	m ²	613	300	183	366	
	掘削(片切-軟岩)	m ³	763	4,800	3,662	7,324	
	側溝	m	237	7,000	1,659	3,318	
	As舗装	m ²	636	1,900	1,208	2,416	
	路盤工	m	636	1,300	826	1,652	
	張りコンクリート工	m ³	21	32,000	672	1,300	
	ガードレール	m	141	16,000	2,248	4,496	
	切土法面整形(軟岩)	m ²	520	1,100	572	1,144	
	法枠工	m ²	520	20,000	10,400	20,800	
計					21,430	42,816	
用地費						609	

事業費 合計 43,425 千円

用地費内訳

字名	地番	土地の現況 (地目)	所有者	登記面積 (ha)	登記面積 (m ²)	転用面積 (分筆面積) (ha)	転用面積 (分筆面積) (m ²)	買取単価 (円/m ²)	買取価格 (円)	備考	
事業区域	渡波袖の浜	8	山林	須田真一	0.0125	125	0.0009	9	500	4,500	
	渡波袖の浜	9-1	畑	須田佐一	0.0477	477	0.0154	154	2,500	385,000	
	渡波袖の浜	9-2	畑	須田佐一	0.0273	273	0.0010	10	2,500	25,000	
	渡波袖の浜	9-3	公衆用道路	須田佐一	0.0276	276	0.0094	94	-	-	市に寄付していただく予定
	渡波袖の浜	10-1	保安林	阿部喜三郎	0.2090	2,090	0.0052	52	500	26,000	
	渡波袖の浜	10-3	保安林	阿部喜三郎	0.0624	624	0.0338	338	500	169,000	
	渡波袖の浜	10-4	山林	阿部喜三郎	0.0560	560	0.0521	521	-	-	市に寄付していただく予定
	渡波袖の浜	94-1	山林	石巻市	0.0818	818	0.0080	80	-	-	
	渡波袖の浜	94-2	山林	石巻市	0.0102	102	0.0102	102	-	-	
合計				0.5345	5,345	0.1360	1,360		609,500		

8. 事業等に関する工事工程及び施設の種類・規模・構造

(1) 工事の工程

全 体 着工 平成 29 年 5 月 1 日・完了 平成 29 年 11 月 31 日

保安林部分 着工 平成 29 年 5 月 1 日・完了 平成 29 年 11 月 31 日

項 目	平成29年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
伐開・除根	---							
掘削(片切-軟岩)		-----	-----	-----	-----			
切土法面整形(軟岩)		-----	-----	-----	-----			
法枠工		-----	-----	-----	-----	-----	-----	
張りコンクリート工		-----						
舗装工						---		
側溝					---			
ガードレール							---	

全体 ————— 保安林内 -----

(2) 当工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在

工事区分 (LEVEL 1)	工 種 (LEVEL 2)	種 別 (LEVEL 3)	細 別 (LEVEL 4)	規格・寸法 (LEVEL 5)	単 位	数 量	所在		摘要
							保安林内	保安林外	
2号集落道 (事業区域)	準備工	伐開除根			m ²	613	338	275	
	道路土工	掘削工	土砂掘削		m ³	763	319	444	
	路面排水工	側溝工	落蓋側溝	300×300 (車道用)	m	237	70	167	
			集水桝・マンホール工	集水桝	600×600×700	箇所	2	2	0
	舗装工	アスファルト舗装工	表層(車道・路肩部)	1.4m<b 再生密As(20F) 5cm	m ²	636	50	586	
			路盤(車道・路肩部)	RC-40 25cm	m ²	636	50	586	
	道路付属施設工	石積保護工	張コンクリート	t=0.2m	m ³	21	0	21	
		防護柵工	ガードレール	土中式	m	141	19	122	
	法面工	法面整形	切土		m ²	520	314	206	
		法枠工		植生法枠	m ²	520	314	206	

9. その他の参考となる事項

(1) 保安林以外の土地の権利の種類及び取得状況

(「5. 当該保安林の土地を使用する権利の種類及び取得状況」に併せて示す)

(2) 転用後の用途別面積 (ha)

用地の現況 転用後の用途	保安林	山林	畑	公衆用道路		
道路用地	0.0390	0.0751	0.0163	0.0257		
造成森林	-	-	-	-		
残地森林	-	-	-	-		
計	0.0390	0.0751	0.0163	0.0257		
構成比(%)						
	<p>残地森林率 $= \{ (\text{残地森林面積} - \text{若齢森林面積}) / \text{事業区域内の森林面積} \} \times 100 = 0.0\%$ ※本道路事業区域内において残地森林は0haであるため、残地森林率は0.0%</p> <p>森林率 $= \{ (\text{残地森林面積} + \text{造成森林面積}) / \text{事業区域内の森林面積} \} \times 100 = 0.0\%$ ※本道路事業区域内において造成森林は0haであるため、森林率は0.0%</p>					

(3) 他法令等による許認可等の手続き状況

本整備区域は、硯上山万石浦区域県立自然公園内に位置している。現在、県立自然公園条例第12条第1項の規定により、硯上山万石浦区域県立自然公園内の普通地域内における工作物の新築（改築・増築）の届出資料等のとりまとめを行っている。3月中を目処に行う予定である。

(4) 事業量及び事業の概要

- ・市道拡幅整備：L=246.0m
- ・事業費：¥46,000（千円）

(5) 予定施工業者

本工事は石巻市が実施する事業であり、施工業者は清水・奥村石巻市復興整備事業共同企業が施工を行う。

(6) 申請者について

当保安林解除申請者は、事業者である石巻市である。

(7) 利害関係者の意見

別紙のとおり

(8) 土量計算及び残土の処理方法

・土量計算総括表（単位：m³）

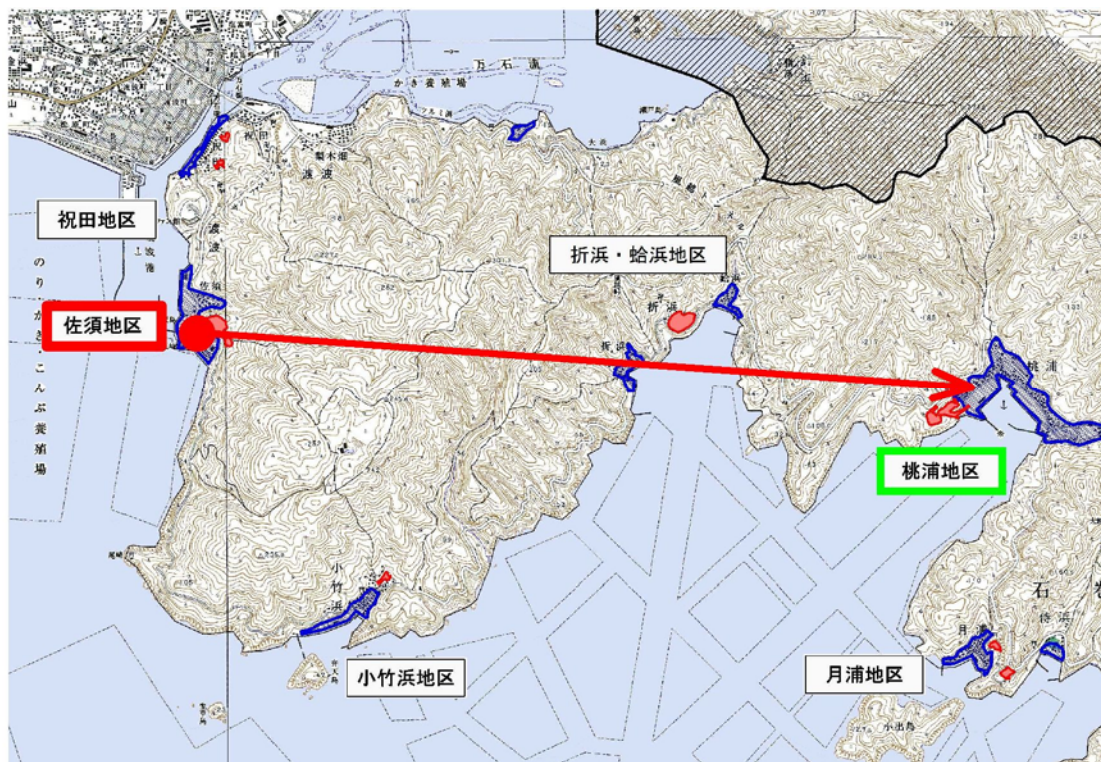
土量計算 区分	切 土	盛 土		残 土	備 考
		切土転用土	不 足 土		
事業区域	763	-	-	763	
うち保安林	319	-	-	319	

(a) 土量計算基礎

別紙のとおり（様式5）

(b) 残土処理

同事業で整備する桃浦において約 3000 m³の盛土（不足土）が必要であることから、現時点では当事業区域の残土は、桃浦の造成盛土に利用する予定である。



代替施設計画書

1. 土地の権利の種類及び権利の取得状況

表 1-1 土地の権利の種類及びその権利の取得状況

森林の所在場所						地目	面積 (ha)	土地を使用する権利の種類	権利等の取得状況	登記名義人(承継人)	備考
都道府県	市郡	町村	大字	字	地番						
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	10-1の一部	保安林	0.0052	所有権	施工承諾取得済み	阿部喜三郎 (阿部良子、阿部トシ子、齋藤佳子)	
					10-3の一部	保安林	0.0338	所有権	施工承諾取得済み	阿部喜三郎 (阿部良子、阿部トシ子、齋藤佳子)	
保安林 小計					2筆		0.0390				
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	8の一部	山林	0.0009	所有権	施工承諾取得済み	須田真一	
					10-4の一部	山林	0.0521	所有権	内諾済み	阿部喜三郎	寄付予定
					94-1の一部	山林	0.0080	所有権	取得済み	石巻市	
					94-2の一部	山林	0.0102	所有権	取得済み	石巻市	
山林 小計					4筆		0.0712				
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	9-1の一部	畑	0.0154	所有権	施工承諾取得済み	須田佐一	
					9-2の一部	畑	0.0010	所有権	施工承諾取得済み	須田佐一	
畑 小計					2筆		0.0164				
宮城県	石巻市		渡波	袖の浜	9-3の一部	公衆用道路	0.0094	所有権	内諾済み	須田佐一	寄付予定
公衆用道路 小計					1筆		0.0094				

2. 代替施設に要する資金総額及び調達方法

(1) 資金の総額

¥30,600 千円

(2) 資金調達方法

- ・ 復興交付金効果促進事業 補助金：30,600（千円）（平成 28 年 3 月 31 日決定）

3. 代替施設に要する経費

事業区域(保安林解除対象)

項目		単位	数量	○概算事業費		
				単価 (円)	直接工事費 (千円)	諸経費込金額 (千円) [諸経费率100%]
	側溝	m	237	7,000	1,659	3,318
	As舗装	m ²	636	1,900	1,208	2,416
	路盤工	m	636	1,300	826	1,652
	張りコンクリート工	m ²	21	32,000	672	1,300
	切土法面整形(軟岩)	m ²	520	1,100	572	1,144
	法枠工	m ²	520	20,000	10,400	20,800
	計				15,337	30,630

事業費 ¥30,600 千円

4. 代替施設に関する工事工程及び種類・規模・構造・所在

(1) 工事工程

全 体 着工 平成 29 年 5 月 1 日・完了 平成 29 年 11 月 31 日

保安林部分 着工 平成 29 年 5 月 1 日・完了 平成 29 年 11 月 31 日

項目	平成29年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
伐開・除根	---							
掘削(片切-軟岩)		-----	-----	-----	-----			
切土法面整形(軟岩)		-----	-----	-----	-----			
法枠工		-----	-----	-----	-----	-----		
張りコンクリート工		-----						
舗装工						---		
側溝					---			

全体 ————— 保安林内 - - - - -

(2) 代替施設の種類・規模・構造及び所在

工事区分 (LEVEL 1)	工種 (LEVEL 2)	種別 (LEVEL 3)	細別 (LEVEL 4)	規格・寸法 (LEVEL 5)	単位	数量	所在		摘要
							保安林内	保安林外	
2号集落道 (事業区域)	路面排水工	側溝工	落蓋側溝	300×300 (車道用)	m	237	70	167	
		集水樹・マンホール工	集水樹	600×600×700	箇所	2	2	0	
	舗装工	アスファルト舗装工	表層(車道・路肩部)	1.4m<b 再生密As(20F) 5cm	m ²	636	50	586	
			路盤(車道・路肩部)	RC-40 25cm	m ²	636	50	586	
	道路付属施設工	石積保護工	張コンクリート	t = 0.2m	m ³	21	0	21	
	法面工	法面整形	切土		m ³	520	314	206	
		法枠工		植生法枠	m ²	520	314	206	

5. その他参考となるべき事項

(1) 保安林以外の土地の権利の種類及び取得状況

(「1. 当該保安林の土地を使用する権利の種類及び取得状況」に併せて示す)

(2) 排水施設流量計算

別紙 1. 「流量計算書」のとおり。

(3) 流出土砂について

流出土砂は工事中及び工事後各々について以下の方法により処理する。

- ・工事中：仮設沈砂池（2か所）により処理
- ・工事後：排水施設(側溝)の余裕高差分に堆砂させ、定期的に浚渫する。

流出土砂量及流域図を次ページに示す。

流出土砂貯留施設設計画計算書

区分	集水区域の状況						土砂流出量						土砂流出防止施設				安全率	備考				
	集水面積			状況			裸地			草地(又は耕地)			舗装			種類及び構造			貯砂量(箇所・m当り)	数量・延長	深回数	貯砂量
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha							
①A~D-3, E-3, 2	0.93	0.33	0.44	0.16	0.33	300	7	57.8	3.9	0.16	1.5	7	0.1	61.7	25.0	1	3	75.0	1.21	2ヶ月に1回		
②F-1, 2, E-1	0.04	0.04			0.04	300	7	7						7.0	4.5	1	3	13.5	1.93	2ヶ月に1回		
計	0.97	0.37	0.44	0.16	0.37	300	14	65	4	0.16	1.5	7	0.1	68.7	29.5	2	6	88.5	1.29			
①A, D-1~3, F-2 (道路中心から西側)	0.12		0.03	0.09	0	300	36	0.0	1.4	0.09	1.5	36	0.4	1.8	0.02	35	3	2.1	1.20	年に1回		
②B, C-1~3, E-1	0.46		0.17	0.29	0	300	36	0.0	7.7	0.29	1.5	36	1.3	9.0	0.05	80	3	12.0	1.34	年に1回		
計	0.58	0	0.2	0.38	0	300	36	0	9	0.38	1.5	36	1.7	10.7	0.1	115	3	14.1	1.32			

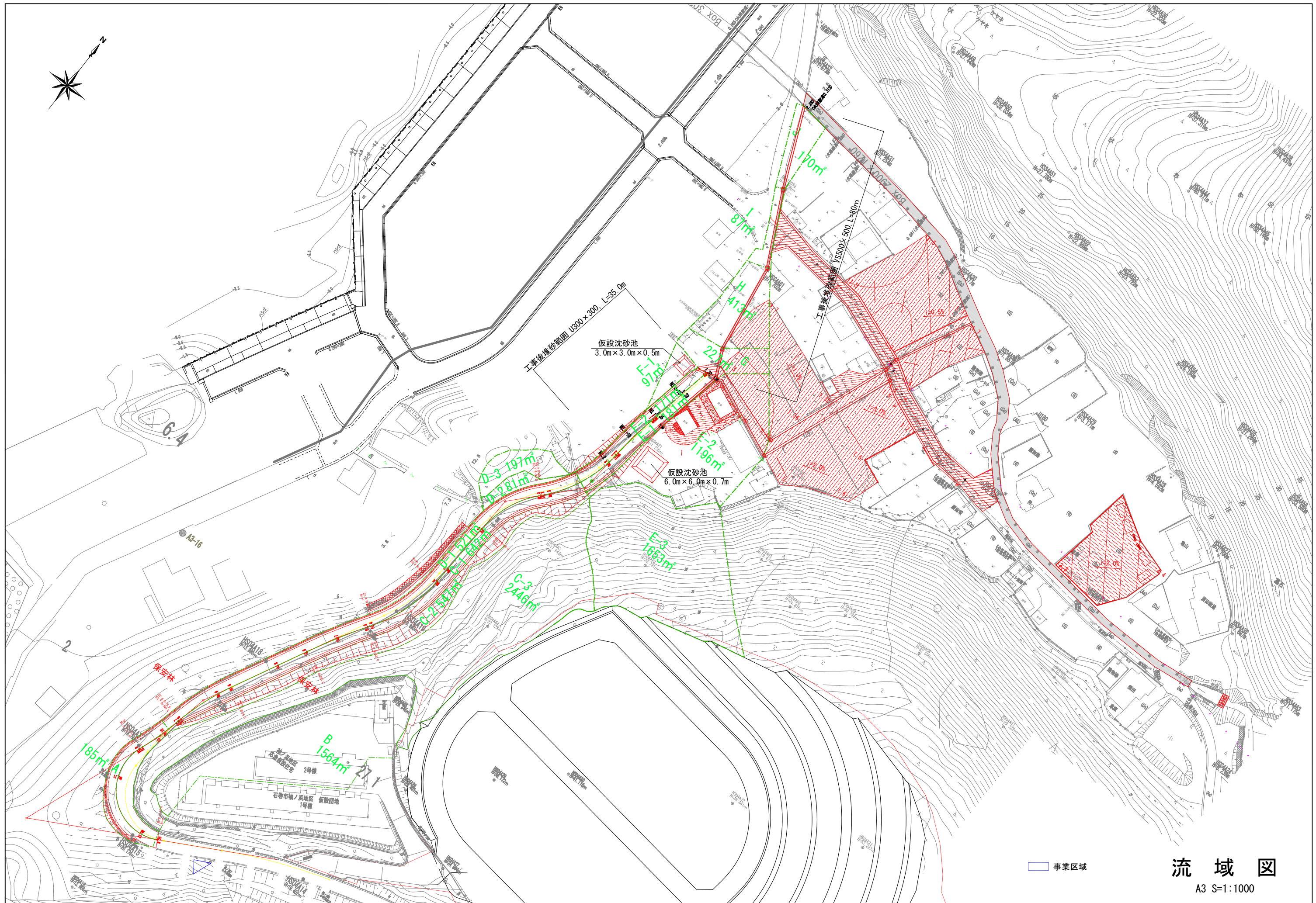
側溝へ堆砂させる場合の堆砂深は側溝余裕高
(高さの20%)分を見込むものとする。

側溝a: U300×300→堆砂深 6cm
→ 側溝 1 m当り堆砂量 0.3×0.06=0.02 m³

側溝b: VS500×500→堆砂深 10cm
→ 側溝 1 m当り堆砂量 0.5×0.10=0.05 m³

工事中①	裸地						草地						舗装	
	A	C-1	C-2	D-1	E-1	E-2	C-3	D-2	D-3	E-3			B	
	185	642	547	521	181	1,196	2,446	81	197	1,653			1,564	
計	3,272					4,377							1,564	
工事中②	F-1	F-2	E-1											
計	449													

工事後①	裸地						草地						舗装	
	A	D-2	D-3	E-3	C-1	C-2	D-1	D-2	D-3	E-3			B	
	81	197	521	171	642	547	1,653	81	197	1,653			1,567	185
計	278				642	547	1,653			1,653			1,567	185
工事後②					547	181								
計					1,653	181				1,653				2,937



□ 事業区域

流域図

A3 S=1:1000

(4) 流末処理の方法

本事業区域内排水施設の流末は、同事業により整備する排水施設により、市が管理する排水路に接続する計画である。

(流末水路の流量計算を、前項(2)の流量計算書に併せて示す。)

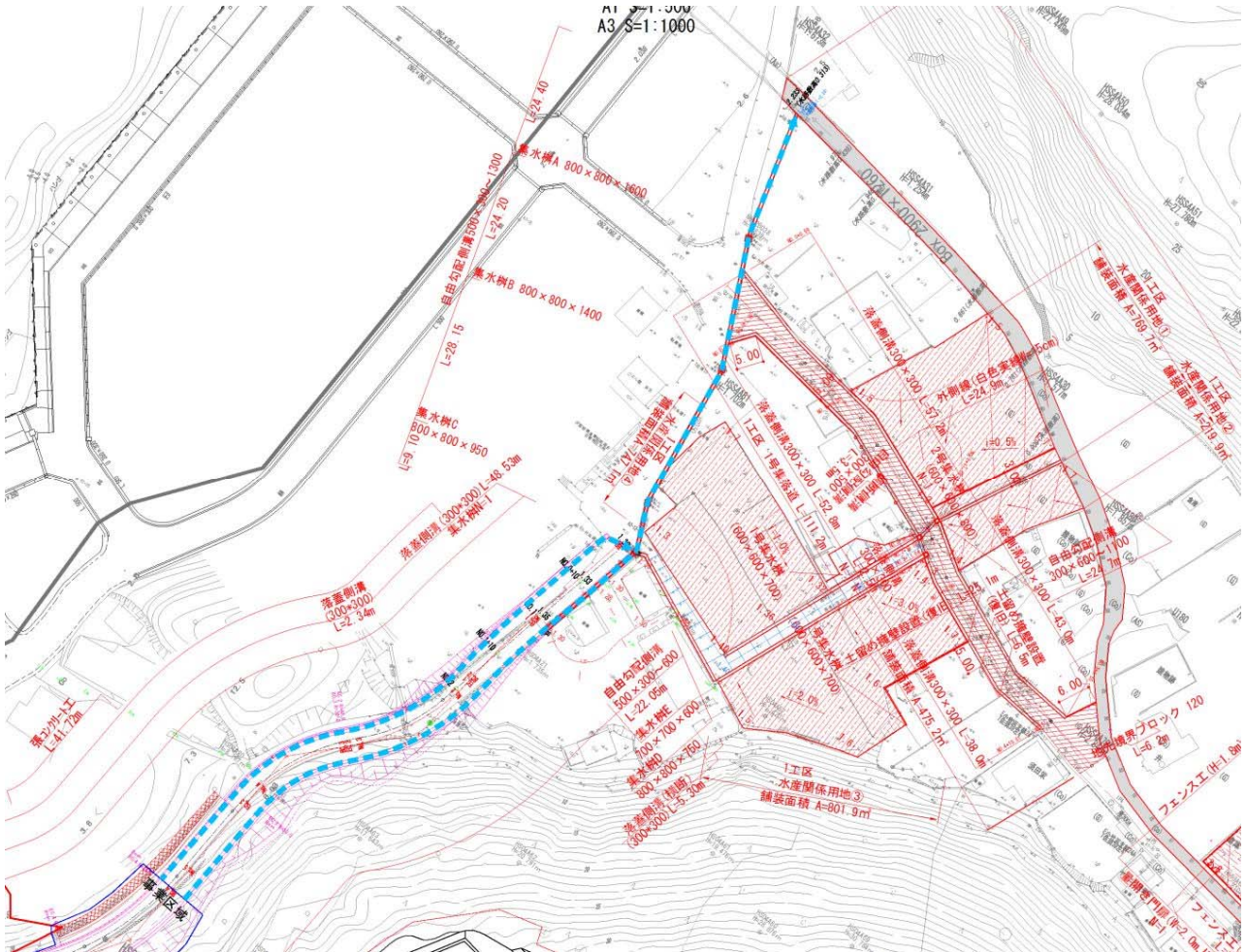


図 5-1 流末処理計画

(5) 安定計算

事業区域内において、一部既存の石積み擁壁が設置されている。本工事においては、道路を山側へシフトさせることにより、現状より石積みに作用する荷重を軽減させる計画であるが、市道拡幅工事後の条件における既存石積みの安定性を確認する。

石積みには表面を保護する張りコンクリート(t=20cm)を施すため、石積みの厚さを35cm+裏コン15cmの国交省標準設計断面程度のブロック積擁壁として照査する。

なお、安定の照査方法は、支力線法により行った。

照査の結果、当既存石積みは安定していることが確認された。

(計算結果は別紙2. 石積安定計算書のとおり)

(6) 切土法面の処理方法

切土法面については、勾配を1:0.7とし簡易吹付法砕工により表面処理する計画である。

(7) 工事中の防災計画

工事中は拡幅する道路上に素掘水路を設置し、No.1付近の市有地内に設けた仮設沈砂池により流出土砂を処理する計画である。

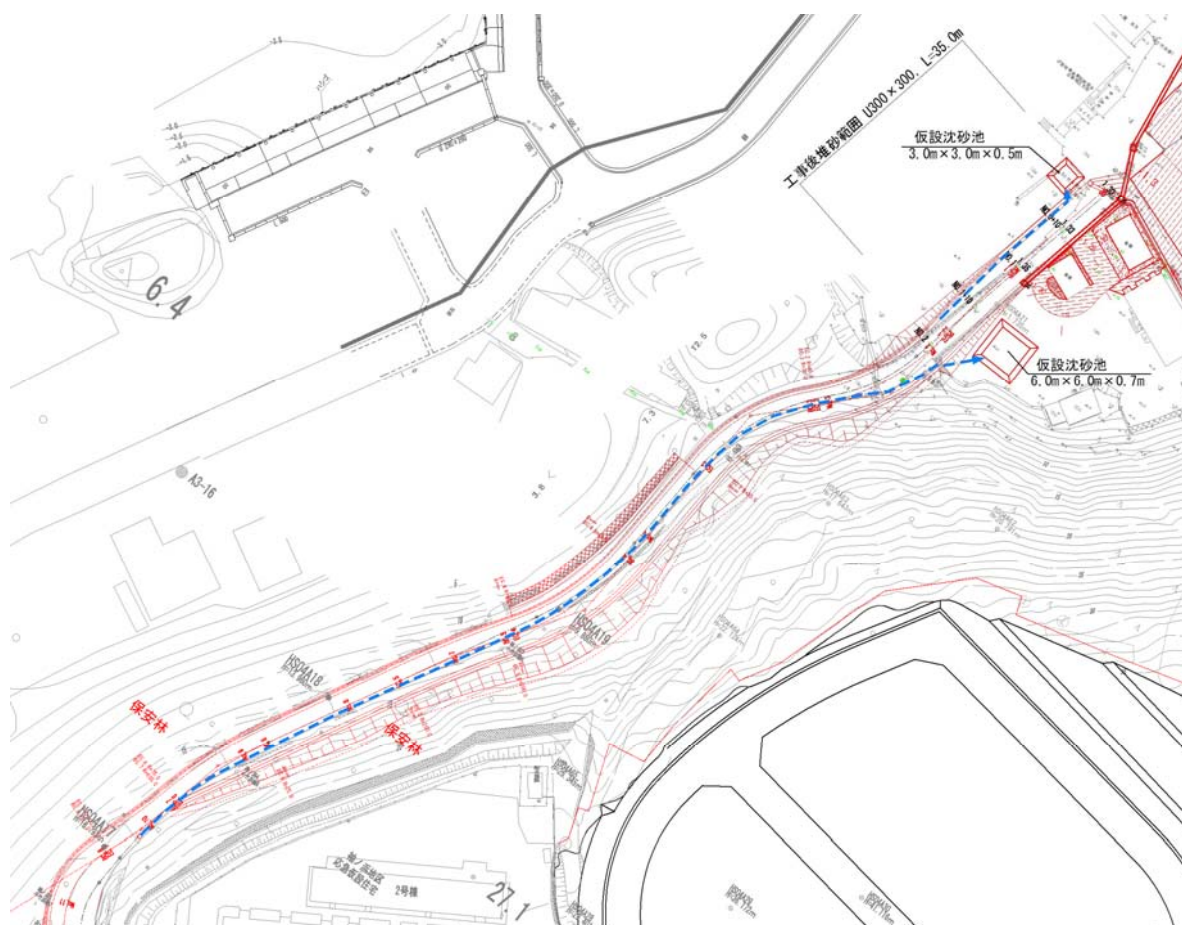


図 5-2 防災計画案

(8) 幅杭設置幅の余裕について

幅杭設置幅の余裕は、下表の 0.7m 確保すべく、法肩部のラウンディング及び法枠の設置を考慮し、幅杭から図上の法肩まで、1.0m 確保することとした。

2) 山地部

- ① 掘削部の場合は、施工及び将来の維持管理を考慮して表2-7を標準とするが、法肩に構造物を設ける等特殊条件のある場合は、別に定めることができる。

表 2-7 標準用地余裕幅（掘削）

掘削高(m)	設置幅 (m)	
	地形急峻	地形なだらか
0～3	1.00	0.70
<u>3～7</u>	2.00	<u>0.70</u>
7～14	3.00	1.00
14 以上	4.00	1.50

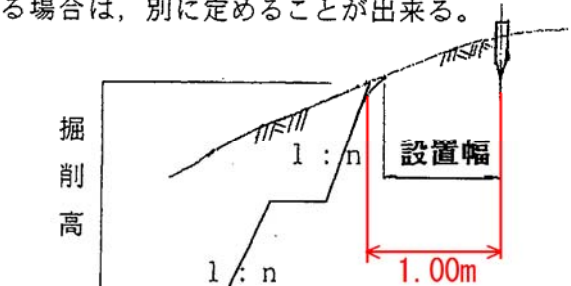


図2-18

図 5-3 幅杭設置余裕

(出展：東北地方整備局 設計施工マニュアル（案）[河川編・道路編]H15.4 P2-2-22)

9. その他の参考となる事項

(1) 保安林以外の土地の権利の種類及び取得状況

(「5. 当該保安林の土地を使用する権利の種類及び取得状況」に併せて示す)

(2) 転用後の用途別面積 (ha)

用地の現況 転用後の用途	保安林	山林	畑	公衆用道路		
道路用地	0.0390	0.0751	0.0163	0.0257		
造成森林	-	-	-	-		
残地森林	-	-	-	-		
計	0.0390	0.0751	0.0163	0.0257		
構成比(%)						
	<p>残地森林率</p> $= \{ (\text{残地森林面積} - \text{若齢森林面積}) / \text{事業区域内の森林面積} \} \times 100 = 0.0\%$ <p>※本道路事業区域内において残地森林は0haであるため、残地森林率は0.0%</p> <p>森林率</p> $= \{ (\text{残地森林面積} + \text{造成森林面積}) / \text{事業区域内の森林面積} \} \times 100 = 0.0\%$ <p>※本道路事業区域内において造成森林は0haであるため、森林率は0.0%</p>					

(3) 他法令等による許認可等の手続き状況

本整備区域は、硯上山万石浦県立自然公園内に位置している。現在、県立自然公園条例第12条第1項の規定により、硯上山万石浦県立自然公園の普通地域内における工作物の新築（改築・増築）の届出資料等の取りまとめを行っている。3月中を目処に行う予定である。

(4) 事業量及び事業の概要

- ・市道拡幅整備：L=246.0m
- ・事業費：¥46,000（千円）

(5) 予定施工業者

本工事は石巻市が実施する事業であり、施工業者は清水・奥村石巻市復興整備事業共同企業が施工を行う。

(6) 申請者について

当保安林解除申請者は、事業者である石巻市である。

(7) 利害関係者の意見

別紙のとおり

(8) 土量計算及び残土の処理方法

・土量計算総括表（単位：m³）

土量計算 区分	切 土	盛 土		残 土	備 考
		切土転用土	不 足 土		
事業区域	763	-	-	763	
うち保安林	319	-	-	319	

(a) 土量計算基礎

別紙.3「数量計算書」のとおり。

(b) 残土処理

同事業で整備する桃浦において約 3000 m³の盛土（不足土）が必要であることから、現時点では当事業区域の残土は、桃浦の造成盛土に利用する予定である。

